

6月は食育月間 毎月19日は食育の日

食育とは、食べるという面からの食事や食材のことだけでなく、食物をバランスよく食べるための知識を身につけることをいい、健康な食生活を送ることの土台となります。また、食材の選び方を学ぶこと、昔ながらの料理を伝えていくことなど広い視野で食について学んだり、考えたりすることを言います。

食育月間や食育の日は、家庭で料理を手伝う日にするなどにして食育の日を意識しましょう。



6月23日～29日は「男女共同参画週間」です

男女共同参「学」「知る 学ぶ 考える 私の人生 私がつくる」 (令和元年度男女共同参画週間キャッチフレーズ)



「男女共同参画社会基本法」が制定された平成11年6月23日に合わせて、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」としています。

「男女共同参画社会」の推進とは、一人ひとりが自分の未来のことは自分で考え、決めていくことで、夢や理想を実現し、自分らしく、豊かに人生を歩んでいこうとする取り組みです。

性別にとらわれず、一人ひとりが対等の関係で社会や家庭のことに参加・協力していく機会が平等に与えられ、その中で自分に必要なものを選択し、行動していくことが求められています。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、政府や地方公共団体だけでなく、国民のみなさん一人ひとりの取り組みが必要です。私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか。

宮城県塩釜保健所からのお知らせ

※電話予約は平日午前8時30分～午後5時15分

検査・相談名	対象となる方	月日・受付時間	申込・問い合わせ先
・HIV抗体検査 ・クラミジア検査 ・梅毒検査 ・肝炎検査 ・骨髄バンク登録受付	希望者 (予約制)	6月6日(木) 6月27日(木) 午前10時～11時	塩釜保健所黒川支所 ☎358-1111
アルコール・薬物専門相談		6月25日(火) 午後2時～5時	
ひきこもり・思春期の相談		6月11日(火) 午後1時30分～4時30分	塩釜保健所 ☎365-3153

国家公務員「税務職員採用試験」のお知らせ

仙台国税局では、税務のスペシャリストとして活躍するバイタリティーあふれる税務職員を募集しています。国の財政を支える税務職員に、あなたもチャレンジしてみませんか。

【受験資格】

- 1 平成31年4月1日において高校卒業後3年を経過していない方及び令和2年3月までに高校を卒業する見込みの方
- 2 人事院が1に掲げる者に準ずると認める方

【受験申込受付期間】

6月17日(月)～6月26日(水)

【受験申込方法】

インターネット申し込みとする。

国家公務員試験採用情報 NAVI
(<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>)

【第1次試験日】 9月1日(日)

◆問い合わせ先

仙台国税局人事第二課試験研修係

☎263-1111 内線3236

人事院東北事務局 ☎221-2022

国民年金だより

国民年金は**想定外のリスク**に対応できる『国の保険』です

◇年金は「お年寄りのためのもの」と思いがちですが、実は若い人たちにも大切です。「老齢年金」のほか、若くても万が一の時は、「障害年金」「遺族年金」も受け取れます。

公的年金制度とは、年老いた時やいざという時の生活を世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。具体的には、若いときに公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、年をとった時や、病気や怪我で障害が残った時、家族の働き手が亡くなってしまった時に年金を受け取ることができる制度です。

65歳になったとき・・・

老 齢 年 金	65歳以降、国民年金から「老齢基礎年金」を生涯（亡くなるまで）受け取ることができます。また、厚生年金に加入していた人は「老齢厚生年金」が上乗せされます。国民年金、厚生年金ともに保険料を納めた期間が長いほど、老後に受け取る年金額も多くなります。 ※老齢厚生年金の年金額は、過去の報酬によっても変わります。
------------------	--

病気やケガで障害が残ったとき・・・

障 害 年 金	病気やけがで障害が残ったとき、障害の程度に応じて国民年金から「障害年金」を受け取ることができます。また、厚生年金に加入している人は、「障害厚生年金」が上乗せされます。 ※障害基礎年金では子がいる場合に加算額が加算され、障害厚生年金では配偶者がいる場合に加給年金が加算されます。
------------------	---

一家の大黒柱が亡くなったとき・・・

遺 族 年 金	一家の働き手が亡くなったとき、子のある配偶者、または子は、国民年金から「遺族基礎年金」を受け取ることができます。また、亡くなった人が厚生年金に加入していた場合は「遺族厚生年金」が支給されます。
------------------	--

国民年金（基礎年金）には、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入します。学生であっても20歳になったら加入しなければなりません。また、保険料を未納のままにしておくと、将来不測の事態が生じたとき、年金を受け取れない場合がありますのでご注意ください。詳しくはお近くの年金事務所まで問い合わせください。

国民年金保険料免除などの申請について ～令和元年度の申請が始まります～

令和元年度分（令和元年7月分から令和2年6月分まで）の免除などの受付は7月1日から開始されます。また、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。失業により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、役場の国民年金窓口、又は年金事務所へご相談ください。

◆問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0891 / 住民生活課 ☎341-8512